

オプションパック規約

ソフトバンク株式会社

第1条 (本規約の目的)

この「オプションパック規約」(以下「本規約」といいます)は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます)が提供するYahoo! BB サービス、SoftBank 光サービスまたはSoftBank Air サービス(以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます)において、第2条第1項に定める複数のオプションサービスをパッケージ化して提供するパッケージサービス(以下「本サービス」といいます)について定めるものです。本サービス内の各オプションサービスに関する規定は、各オプションサービスの規約に準じるものとします。本規約が各オプションサービス規約と異なる定めをしているときは、本規約が優先して適用されるものとします。

第2条 (本サービスの構成)

1. 当社は、本規約に基づき、次の各項番に定めるパッケージ対象オプションサービスをパッケージ化して提供します。パッケージ提供価格については別途定めるものとします。

項番	パッケージ名称	パッケージ対象オプションサービス	提供可能サービス
1	バリューパック	光BBユニットレンタル	Yahoo! BB 光 with フレッツ
		Wi-Fi マルチパック	Yahoo! BB 光フレッツコース
		地デジチューナープラスまたは地デジチューナー (R)	SoftBank 光
		BBセキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	
		BBセキュリティ Internet SagiWall™ (Android版)	
		とく放題(B)	
		ソフトバンク Wi-Fi スポット	
2	バリューパック	無線LANパック	Yahoo! BB ADSL
		地デジチューナー (R)	Yahoo! BB バリュープラン
		BBセキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	
		BBセキュリティ Internet SagiWall™ (Android版)	
		とく放題(B)	
		ソフトバンク Wi-Fi スポット	
3	バリューパック	BBセキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	Yahoo! BB for Mobile
		BBセキュリティ Internet SagiWall™ (Android版)	
		ソフトバンク Wi-Fi スポット	
4	バリューパック	地デジチューナー (R)	SoftBank Air
		BBセキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	
		BBセキュリティ Internet SagiWall™ (Android版)	
		とく放題(B)	
		ソフトバンク Wi-Fi スポット	

2. 削除
3. 第1項に定める項番1のパッケージ対象オプションサービスのうち、地デジチューナープラスまたは地デジチューナー(R)のいずれを提供するかは、会員が利用するサービスに応じて当社が任意に選択、決定するものとします。
4. 本サービスのうち、BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® および BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android版)については、各サービス1ライセンスとなります。
5. 本サービスのうち、ソフトバンク Wi-Fi スポットは、当社指定のタブレットにおいてのみ当該サービスの利用が可能となります。なお、会員がソフトバンク Wi-Fi スポットを利用する場合は、当社が別途定める「ソフトバンク Wi-Fi スポット利用規約」の条件に従うものとします。

第3条 (利用申込および申込内容の変更)

1. 本サービスの利用希望者は、予め本規約に同意の上、当社所定の方法により当社に対し利用申込を行うものとします。
2. 申込者は、前項に定める申し込みに際して申込者自身に関する情報を正確に登録するものとし、登録内容に不備があったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は、一切その責任を負いません。

第4条 (適用開始日と利用申込の承諾)

1. 本サービスの適用開始日は以下の通りとします。
 - (1) 当社インターネットサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、当社インターネットサービスの課金開始日を本サービスの適用開始日とします。ただし、Yahoo! BB サービスで本サービスを利用中の会員が SoftBank Air サービスへのサービス変更と同時に SoftBank Air サービス用の本サービスへ変更した場合は、SoftBank Air サービスの課金開始日を含む月の1日を本サービスの適用開始日とします。
 - (2) 当社インターネットサービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日の翌日を1日目として7日目が属する月の翌月1日を適用開始日とします。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの利用申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。
 - (2) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申し込みの手続が成年後見人によって行われておらず、または申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。
 - (3) 申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさず、あるいは遅延したとき。
 - (4) 過去に不正使用などにより本サービスの利用契約を解除されていること、または本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。

- (5) その他当社が会員とすることを不相当と判断する合理的な事由がある場合。
3. 利用申込の承諾後であっても、申込者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことができます。

第5条 (利用料金)

1. 本サービスの適用開始日以降は、別途定めるパッケージ提供価格が本サービス内の各オプションサービスの課金開始日より優先して適用されるものとします。なお、本サービスの申込以前より既に利用中のパッケージ対象オプションサービスがある場合、本サービスの適用開始日までの期間は各オプションサービスの規約に定める通常料金が適用されるものとします。
2. 本サービスの適用開始月および終了月の利用料金は、月額利用料金全額をお支払いいただくものとし、日割計算による課金は行いません。
3. 当社は、料金等その他本サービスの利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為を第三者に委託できるものとします。

第6条 (本サービスの終了について)

当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、本サービスの利用契約を解除しパッケージ提供価格の適用を終了します。

- (1) 第2条第1項に定めるパッケージ対象オプションサービスを一つ以上解約した場合
- (2) 第2条第1項に定める提供可能当社インターネットサービス以外のサービスに変更した場合
- (3) 当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合
- (4) 第2条第1項に定めるパッケージ対象オプションサービスの一つ以上が、当社により解除された場合

第7条 (適用期間および解除料について)

1. 本サービスについては、課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを適用期間とし、適用期間の満了月までに第6条各号の終了条件を満たさなかった場合は、更に24ヵ月間を適用期間として自動更新されるものとします。なお、第4条第1項第1号に定めるSoftBank Airサービス用の本サービスへ変更、またはYahoo! BBサービスもしくはSoftBank光サービス用の本サービスへ変更の場合についても、変更後の本サービスの課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを適用期間とし、適用期間の満了月までに第6条各号の終了条件を満たさなかった場合は、更に24ヵ月間を適用期間として自動更新されるものとします。
2. 本サービスのうち、第2条第1項において解除料が設定されているパッケージサービスについては、適用期間の満了月以外に当該パッケージサービスの利用契約が終了した場合、会員は当社に対して同項に定める解除料を支払うものとします。なお、固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を本サービスと同一月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、解除料総額の上限金額を10,000円（税抜）とします。ただし、この上限金額は、SoftBank光サービスで提供されている5年自動更新プラン（TVセット）の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。

(2013年6月1日制定)
(2013年8月1日改定実施)
(2013年9月3日改定実施)
(2014年7月1日改定実施)
(2014年11月20日改定実施)
(2015年2月4日改定実施)
(2015年12月17日改定実施)
(2016年7月7日改定実施)